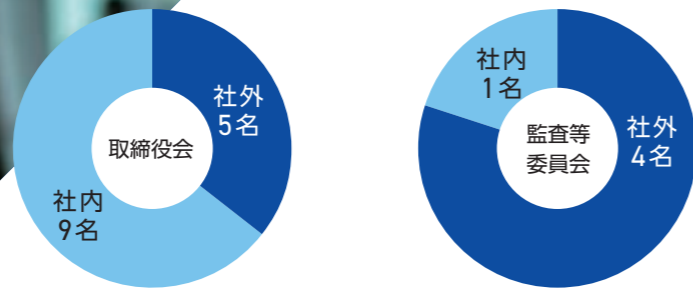


基本的な考え方

株主さまをはじめ、様々なステークホルダーとの協働を確保し、適切に業務を運営することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つととらえ、その強化・充実に努めています。

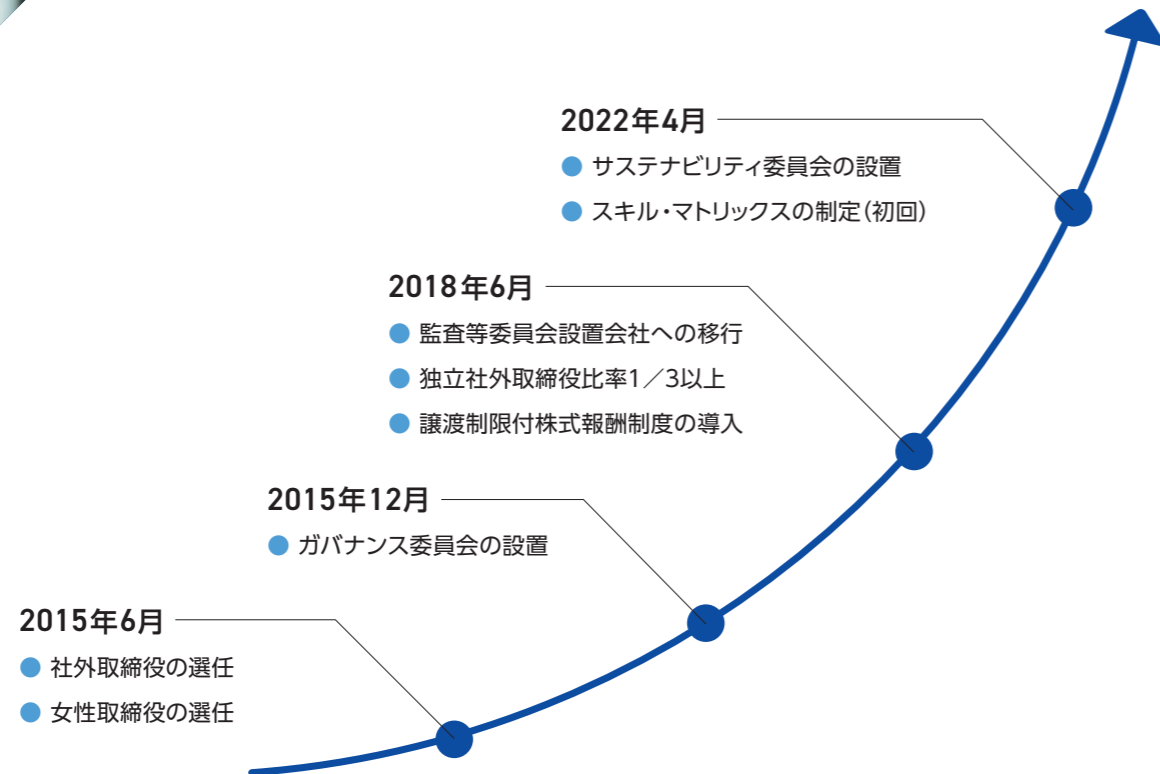
当行は、適正なコーポレート・ガバナンスの実現に向け、その基本的な考え方と枠組みを定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、公表しています。

詳細は当行ホームページ
<https://www.shikokubank.co.jp/profile/governance/>
 をご覧ください



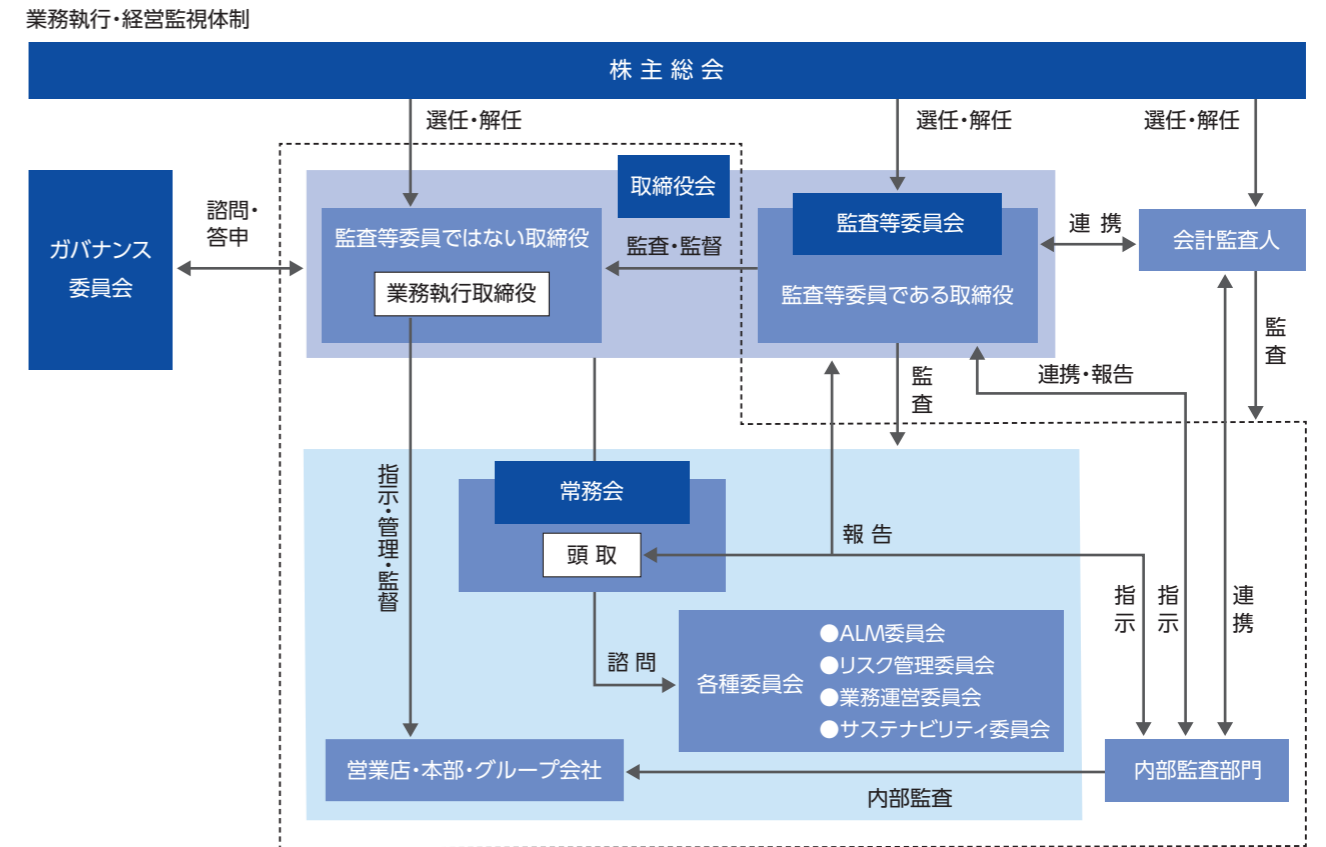
ガバナンス強化の沿革

取締役会は、多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成とするなど、ガバナンス強化への取組みを継続します。



コーポレート・ガバナンス態勢

当行は、企業統治体制として監査等委員会設置会社を採用し、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、その過半数が社外取締役である監査等委員で構成される監査等委員会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めています。



取締役会の主な活動

取締役会は、取締役および監査等委員である取締役の全員で構成されています。原則として月1回開催し、法令又は定款で定められた事項や経営方針・経営戦略に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しています。2022年度においては、株主総会・決算・内部監査に関する事項や年度の経営方針・総合予算のほか、取締役の「スキル・マトリックス」の制定、経営理念の改定、10年ビジョンの策定及び新中期経営計画の策定などについて、決議を行いました。

- #### 2022年度の主な決議事項
- 2023年度経営方針の策定
 - 新中期経営計画の策定
 - 経営理念の改定および10年ビジョンの策定
 - 取締役の「スキル・マトリックス」の制定
 - 幡多信用金庫との業務提携
 - 「内部通報制度規定」の改定

監査等委員会の主な活動

監査等委員会は、5名の取締役監査等委員で構成され、うち4名は社外取締役です。当行の監査等委員会規程に基づき、監査に関する重要事項等の報告や協議、決議を行う体制としており、内部監査部門から毎月監査結果報告を受けるなど緊密な連携を保ち、リスク管理・コンプライアンス担当部門等とも情報交換を行うなど、内部統制システムを活用した組織的な監査を指向しています。2022年度においては、常勤監査等委員の月次活動状況などの報告、監査等委員である取締役の報酬額の協議、監査報告書の作成・提出や年度監査方針・監査計画などについての決議を行いました。

各種委員会の主な活動

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コーポレート・ガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行っています。2022年度においては、役員の変動、取締役会全体の実効性についての分析・評価の実施および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について協議を行いました。

ALM委員会

資産・負債に係る収益とリスクの統合的な管理を行い、安定的な収益の確保を図ることを目的としてALM委員会を設置しています。

ALM委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、収益管理に関する事項、金利運営に関する事項およびリスク資本配賦運営等に関する事項について審議を行い、審議結果につきましては、取締役会へ報告する体制としています。

2022年度は17回（うち臨時開催5回）開催し、主に、海外金利上昇に伴う有価証券評価損益の悪化への対応等について審議しました。

業務運営委員会

各業務部門の運営状況を管理し、収益性の向上と経営基盤の確立に資することを目的として業務運営委員会を設置しています。

業務運営委員会は頭取を委員長とし、原則として月1回開催され、業務推進に関する事項や営業店の業績に関する事項について審議を行っています。審議結果および業務の執行状況につきましては、取締役会に報告する体制としています。

2022年度は12回開催し、主に、営業店予算の進捗状況やコンサルティング活動の状況について審議しました。

リスク管理委員会

頭取を委員長として月1回開催し、所管部からの各種リスクに関するモニタリング報告を基に管理態勢について実効性評価を行うとともに、問題点および課題に対する今後の対応方針や改善策について審議を行っています。また、当委員会で審議された事項については速やかに取締役会への報告を行うこととしています。

サステナビリティ委員会

頭取を委員長として年2回開催し、サステナビリティ方針に基づく取組施策の評価や、取り巻く環境変化に対する方向性等について審議し、取締役会に報告、監督を受ける体制としています。

詳細は36ページをご覧ください。

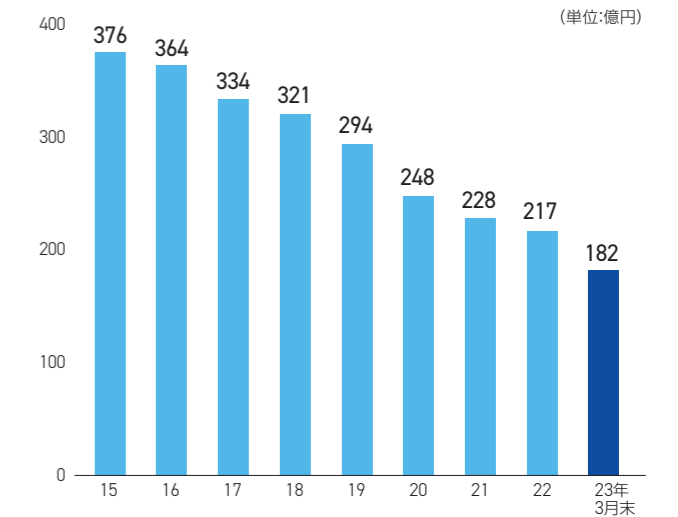
政策保有株式の縮減

当行は、取引先企業との安定的・長期的な取引関係の維持、あるいは事業上の協力関係の強化等の観点から、取引先企業および当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合において、取引先企業の株式を取得し保有しています。

また、上記に基づき保有するすべての上場株式について、個別銘柄毎の保有の合理性等を検証し、取締役会に報告しています。

検証の結果、保有の合理性等が十分でないと判断される場合は、投資先企業の十分な理解を得た上で、縮減を進めています。当行では、コーポレートガバナンス・コードが制定されて以降8年間で、約5割の政策保有する上場株式を縮減（簿価ベース）しました。

政策株式残高（簿価ベース）



役員報酬について

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としています。取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的な成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬を含む体系としています。監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしています。

また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役位および前年度の業績等に応じて取締役会において決定しています。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等は、役位別に定めた固定報酬と業績連動型の譲渡制限付株式報酬で構成されています。譲渡制限付株式報酬につきましては、役位別固定部分と役位別変動部分で構成されています。

なお、2022年度の報酬は下記のとおりです。

取締役の報酬等の総額等（2022年度）

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員であるものを除く。）	9人	157	121	36
取締役（監査等委員）	5人	42	42	-
計	14人	199	163	36



取締役会長
山元 文明

職歴 1978年4月 四国銀行入行
1997年7月 総合企画部長代理
2006年6月 総合企画部長
2010年6月 取締役総合企画部長
2014年6月 常務取締役
2015年6月 専務取締役
2016年4月 取締役頭取
2023年6月 取締役会長



取締役頭取
小林 達司

職歴 1984年4月 四国銀行入行
2003年2月 総合企画部長代理
2012年2月 総合企画部副部長
2014年6月 執行役員総合企画部長
2016年6月 取締役総合企画部長
2018年6月 常務取締役
2023年6月 取締役頭取



常務取締役
須賀 昌彦

職歴 1986年4月 四国銀行入行
2007年2月 丸亀南支店長
2008年7月 徳島中央支店長
2012年2月 広島支店長
2014年6月 東京支店長
2015年6月 執行役員東京支店長
2017年6月 執行役員神戸支店長
2019年4月 執行役員徳島営業本部長
2019年6月 取締役徳島営業本部長
2022年6月 常務取締役



監査等委員
熊沢 慎一郎

職歴 1981年4月 四国銀行入行
2002年7月 人事部代理
2008年6月 人事部長
2012年6月 執行役員東京支店長
2014年6月 執行役員神戸支店長
2015年6月 取締役神戸支店長
2017年6月 監査役
2018年6月 取締役 監査等委員



監査等委員
濱田 正博

職歴 1976年10月 高知県庁入庁
2004年 4月 農林水産部海洋局水産経営指導課長
2006年 4月 総務部副部長(総括)
2009年 4月 東京事務所長
2012年 4月 理事・東京事務所長
2013年 3月 高知県定年退職
2013年 5月 公益財団法人高知県文化財団理事長
2015年 6月 四国銀行監査役
2018年 6月 四国銀行取締役 監査等委員(現職)

社外



監査等委員
稲田 知江子

資格 弁護士
職歴 1997年 4月 高知弁護士会へ弁護士登録
1998年10月 高知県公文書開示審査会委員
2003年 7月 高知県取用委員会委員(現職)
2003年 8月 高知県個人情報保護制度委員会委員
2009年 4月 高知県事業審査アドバイザー(現職)
2011年10月 国有財産四国地方審議会委員
2014年 4月 高知弁護士会会長
2015年 4月 日本弁護士連合会会長特別補佐
2015年 4月 四国弁護士連合会常務理事
2017年 6月 四国銀行取締役
2018年 6月 四国銀行取締役 監査等委員(現職)

社外



常務取締役
橋谷 正人

職歴 1983年4月 四国銀行入行
2004年7月 中村駅前支店長
2007年2月 守口支店長
2010年2月 営業統括部長代理
2012年6月 丸亀支店長
2015年6月 岡山支店長
2017年6月 執行役員営業統括部長
2020年6月 取締役営業統括部長
2021年6月 取締役本店営業部長
2023年6月 常務取締役



常務取締役
白石 功

職歴 1986年4月 四国銀行入行
2008年7月 香長支店長
2010年6月 坂出支店長
2013年2月 尾崎支店長
2015年6月 大坂支店長
2017年6月 東京支店長
2018年6月 審査部長
2020年6月 取締役審査部長
2022年3月 取締役総合企画部長
2023年6月 常務取締役



取締役
濱田 博之

職歴 1990年4月 四国銀行入行
2012年8月 松茂支店長
2014年6月 松山南支店長
2017年3月 帯屋町支店長
2018年6月 事務統括部長
2021年6月 取締役営業統括部長



監査等委員
金本 康

資格 税理士
職歴 1984年 4月 金本会計事務所入所
2003年 3月 税理士登録
2012年 1月 金本康税理士事務所開業(現職)
2015年10月 一般社団法人日税連税法データベース
データベース部委員
2017年 6月 四国税理士会常務理事
日本税理士会連合会情報システム委員会
委員
2019年 6月 四国税理士会高知支部支部長
2020年 6月 四国銀行取締役 監査等委員(現職)

社外



監査等委員
酒井 俊和

資格 弁護士
職歴 1999年 4月 東京弁護士会へ弁護士登録
2015年 4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
スペシャルカウンセラー
2017年11月 一般社団法人日本CFA協会監事
2019年 9月 ヴァスコ・コ・ダ・ガマ法律会計事務所
オブカウンセラー
2020年 2月 株式会社病理学アソシエイツ法務部長(現職)
2020年 3月 ウィザーズ弁護士法人 スペシャルカウンセラー
2020年 6月 四国銀行取締役 監査等委員(現職)
2021年 8月 弁護士法人キャストグローバルパートナー(現職)

社外



取締役
伊東 瑞文

職歴 1991年4月 四国銀行入行
2009年8月 お客さまサポート部長代理
2014年6月 お客さまサポート部長
2016年4月 法人サポート部長
2018年6月 総合企画部長
2020年3月 中村支店長
2021年4月 中村支店長兼入野出張所長
2022年6月 取締役徳島営業本部長



取締役
常光 憲

職歴 1991年4月 四国銀行入行
2012年2月 人事部代理
2016年9月 桂浜支店長
2018年6月 法人サポート部長
2019年4月 コンサルティング部長
2023年6月 取締役本店営業部長



取締役
尾崎 嘉則

職歴 1975年4月 安田生命保険相互会社入社
2000年4月 同社企業金融部 部長
(合併により明治安田生命保険相互会社に改称)
2004年1月 同社取締役 融資部長
2005年7月 同社常務執行役員
2008年4月 同社専務執行役員
2011年4月 同社取締役 執行役員副社長
2012年7月 明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長
2014年7月 四国銀行取締役(現職)
2015年6月 明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長選任
2017年3月 明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長選任
2017年4月 明治安田生命保険相互会社 顧問
2018年3月 明治安田生命保険相互会社顧問選任
2018年5月 学校法人安田学園教育会 理事長(現職)

社外

取締役のスキル・マトリックス 取締役の専門性と経験は、以下のとおりであります。

氏名		企業経営	人事マネ ジメント	デジタル 戦略	コンサルティ ング/地方創生	市場運用	リスクマネ ジメント	財務・会計	法律
監査等委員でない取締役	山元 文明	●	●	●		●	●	●	
	小林 達司	●		●		●	●	●	
	須賀 昌彦				●	●			
	橋谷 正人				●				
	白石 功	●			●			●	
	濱田 博之			●	●				
監査等委員である取締役	伊東 瑞文	●			●			●	
	常光 憲		●		●				
	尾崎 嘉則	●	●			●	●		
	熊沢 慎一郎		●		●				
	濱田 正博				●				
	稲田 知江子								●
金本 康							●		
酒井 俊和								●	

※上記は、各人の有するすべての専門性・経験・知見を表すものではありません。



社外取締役
尾崎 嘉則

社外取締役 監査等委員
稲田 知江子

新中期経営計画のもと変革を進め、
地域でさらに大きな役割を果たすことを期待します。

社外取締役としての役割

尾崎 私は、生命保険会社で長く資産運用業務に携わり、30代半ばでバブル崩壊による銀行・生損保・証券会社の破綻を目の当たりにし、50代半ばでリーマン・ショックによる世界的な金融混乱に直面した経験から、法人、個人のお客さまから大切な資産をお預かりする金融機関にとって、常に健全性の維持を根幹に据えた業務運営を行っているか、といった視点で当行の経営を見ています。

稲田 私は弁護士として、多くのコンプライアンス問題やハラスメント問題に取り組むなかで、様々な企業の従業員の方が心身を崩してしまう姿を目の当たりにしてきました。こうしたことから、当行の取締役会では、そのような問題が起きないよう、様々な観点から発言するようにしています。

法律は、社会で生起する現象・問題について、それに対処する手段として作られています。弁護士の思考として、銀行業務を見る際も、問題があれば原因を把握し、対処する手段は何か合理的で公正であるかということに常に意識したうえで、問題に対処した後は、対応策の趣旨が行員の皆さんに腹落ちしているか、フォローするようにしています。

四国銀行の取締役会、企業風土について

尾崎 当行の取締役会は、実に風通しがよく、発言しやすい雰囲気です。監査等委員である社外取締役からも、専門的見地から積極的に質問・意見がなされ、また社外取締役の意見を取り入れて議案が修正されるなど、当行のガバナンスは有効に機能していると判断しています。

社外取締役として、業務執行取締役が立案した中期経営計画の重要施策などについて、進捗状況をチェックし、課題の確認を行い、計画の達成に向けてどのように取り組んでいくのかの議論を行っています。経営課題を解決していくことが持続的な成長につながり、中長期的な企業価値の向上をもたらすと確信しているからです。

また、取締役会のみならず、リスク管理委員会・ALM委員会等各種委員会にもリモートを活用し可能な限り出席して各種リスクの把握にも努めています。

稲田 尾崎取締役が言われた通り、当行の取締役会は非常に風通しが良く、女性は私一人で一番若いのですが、遠慮なく発言しています。風通しが良いことは、健全な組織であるために大切なことです。当行には「Just Like Family!」というキャッチコピーがありますが、行員の皆さんも本当に温かで丁寧に受け応えする方が多く、社外取締役就任前から、さすが地域のトップバンクだなという印象を持っていました。

尾崎 行員の皆さんからは、私も同様の印象を受けています。お客さまに丁寧に寄り添う姿勢は、脈々と受け継がれてきた行風で、このよき行風を今後とも継承し、さらに磨きをかけてほしいと思います。

新中期経営計画に対する評価、期待

尾崎 今回、新たな10年ビジョンとして「地域と産業を牽引するベスト&リライアブル カンパニー」を掲げ、その実現に向けた最初の3年間として「中期経営計画2023」をス

タートさせました。銀行の業務をコアとしつつ、銀行の枠を超えて、広く地域の法人・個人のお客さまの多様なニーズにお応えし、地域の発展を牽引していくというこれまで以上に地域にコミットした計画となっています。

多様化する個人のお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、大和証券とのアライアンスを通じ、より高度なコンサルティング機能、幅広いバリエーションの商品を提供できるようになりました。大手証券会社との広範囲に及ぶアライアンスは、地方銀行ではまだ数が少なく先進的な取り組みの一例だと思っています。

稲田 2023年4月に実施された人事制度の改定も大きな施策です。私が当行の社外取締役に就任した当時は、行員のキャリアプランという発想はあまり無く、「その時々仕事を頑張る」というものでしたが、新人事制度では、仕事の内容や組織にどのように貢献するかにより報酬体系等が決まる制度となっており、キャリアプランが見えやすくなったと思います。今後、この新しい制度が適正に運用され、行員



のモチベーションがさらに高まることを期待しています。

尾崎 中期経営計画2023でも、重要施策の一つに「組織・人財の変革に向けた態勢整備」を掲げていますが、法人・個人のお客さまの多様なニーズにお応えするのは、使命感を持った行員一人ひとりにはかなりませぬ。新人事制

度発足を機に、人財の育成、リスキルへの取り組みのギアをさらに上げてほしいと思っています。

稲田 行内からの女性役員の誕生も期待したいです。そのためには、女性管理職比率の向上に向けて、しっかりと各施策に取り組んでほしいと思います。また中途採用を増やし、さまざまな知見を取り入れて多様性を高めることにより、社会の変化に対して柔軟に対応できる組織を作っていくことが大事です。

一方で、大和証券とのアライアンスや人事制度の改定などの大きな変化において、行員への負荷が大きくなっていることにも留意する必要があります。たとえば、営業店機能の役割整理、事務手続きの簡素化への取り組みが進むなかで、事務を担当する行員の意識が後ろ向きになるようなことがあってはいけません。営業店事務を担うことは大事な役割であることには変わりなく、現場の管理者の方にはそのようなことがないように取り組んでいただきたいと思います。私としては、組織にゆがみが出ていないか、関

係部署からの報告や、毎年実施している営業店での行員の方へのヒアリングなどを通じて確認していきます。

尾崎 毎年、営業店への訪問にあたり、各営業店では支店長、役員、若手行員の皆さんとの忌憚のない意見交換を行っています。社外取締役ににとっては営業現場の行員の皆さんの声が聴ける貴重な機会となっています。

今後の四国銀行に期待すること

尾崎 特定の地域を主要な経営基盤とする地方銀行にとって、域内の法人・個人のお客さまの課題はもとより、地域全体が抱える課題に向き合い、地域全体の繁栄を牽引していくことが求められています。

当行には2023年4月にスタートした中期経営計画2023を着実に遂行していくことで、地域全体の繁栄に大いに貢献してほしいと思います。このことが、地域からの信頼につながり、当行の成長ならびに企業価値の向上に直結します。

小林新頭取には、時間の許す限り営業店に出向かれ、新中期経営計画に託す頭取の「熱い思い」と「四国銀行の行員のあるべき姿」を語っていただくことが、行員の皆さんの最大の励みになるのではないかと思います。

稲田 私も当行が地域の発展に一層貢献できるカンパニーとなることを期待しています。昨年、当行が「よさこい祭り」で踊った際の楽曲では、「雨の日には傘を差しかけて晴れの日には種を植えましょう やがて黄色い花が咲くように」と歌っています。お客さまに寄り添って伴走する姿が思い浮かぶ、温かみを感じる歌詞だと強く思いました。これからもお客さま一人ひとりのニーズに応えることができるように、さまざまなサービスを提供し、そして、お客さまの課題を自分事として真摯に考えることができる行員を生み出し続けてほしいと思います。

人財育成においては、行員が、自分の取り組みがお客さまのために役立っている、組織に貢献している、自分のことを誰かが見てくれていると感じられる環境を作ることが重要です。小林新頭取には、そのような環境づくり、人財の育成に向けて、行員へダイレクトなメッセージを発信されることを期待しています。



リスク管理に対する基本的な考え方

情報通信技術の急速な進展、規制緩和による競争激化など、銀行を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴って銀行が直面するリスクも多様化・複雑化しています。

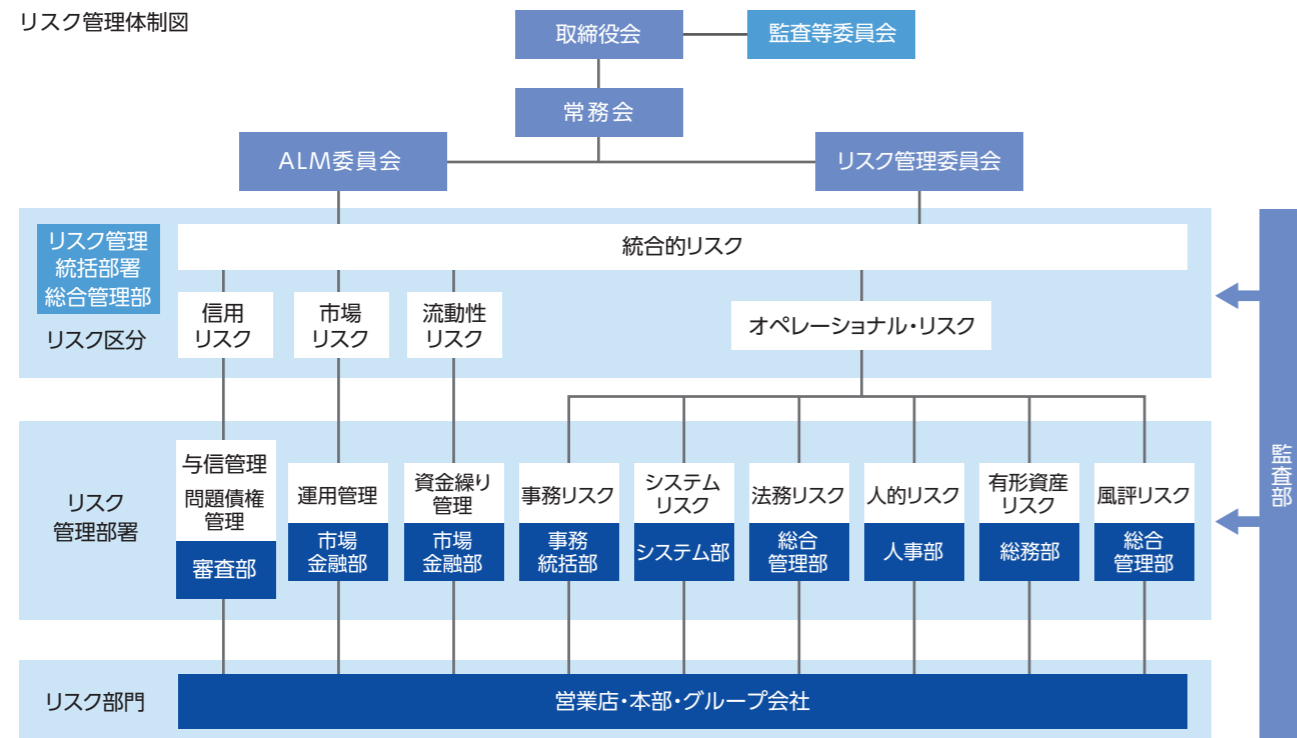
こうした状況のもと、当行では、経営の健全性および適切性を確保するためには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等、当行が直面するリスクを個々に管理だけでなく、これらのリスクを総体的に捉え、当行の経営体力(自己資本)と対比することによって管理することが重要であるとの認識に基づいて、戦略目標、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルに見合った、適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に取り組んでいます。

統合的リスク管理体制

当行では、リスク・カテゴリーごとにリスク管理部署を定めて管理するとともに、独立したリスク管理統括部署を設置して当行全体のリスクを統合的に管理する態勢としています。さらに、業務部門から独立した内部監査部署が、営業店・本部・グループ会社のリスク管理体制の有効性を評価しています。

また、ALM委員会およびリスク管理委員会を毎月開催し、各種リスクの分析・評価結果の報告やリスクコントロール策・改善策の審議を行っています。

リスク管理体制図



管理するリスクの種類と定義

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株価等の市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク) 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠り、あるいは、事故・不正を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータの不正使用などにより損失を被るリスク
法務リスク	法令・規制・制度や契約等への対応が行われないこと、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失・損害を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況・労働環境、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為などにより損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象により有形資産の毀損や被害を被るリスク
風評リスク	当行の評判の悪化や風説の流布等により当行の信用が低下し、損失・損害を被るリスク

カテゴリー別のリスク管理

信用リスク管理

当行では、クレジット・ポリシー(与信基本方針)を制定し、与信判断、与信管理の基本的な考え方を示して、適切な信用リスク管理に取り組んでいます。

具体的には、「格付・自己査定」を信用リスク管理の基礎として、個別与信管理や与信ポートフォリオ管理を行っています。

審査部門は営業部門から独立して、お取引先の財務状況、資金使途、返済財源、事業の将来性等を総合的に勘案した厳正な審査を行うとともに、一定の基準額を超える貸出を行っているお取引先の事業実態を定期的に常務会に報告するなど、適切な信用リスク管理を行っています。また、経営相談、経営指導を行い、お取引先の経営改善支援にも取り組んでいます。

信用リスク管理統括部門は、信用リスク管理に関する規定の整備を行っています。また、業種別・格付別・地域別の信用リスクの状況等を定期的に分析・評価し、ALM委員会に報告しています。

市場リスク管理

当行の市場リスク運営は、管理可能な一定のリスクを引き受けて安定的な収益を確保するとともに、資産の健全性を向上させることを基本スタンスとしています。

市場リスク管理体制は、市場運用部門(フロント・オフィス)と事務管理部門(バック・オフィス)、リスク管理統括部門(ミドル・オフィス)を分離して設置し、牽制機能が有効に働く態勢としています。

また、リスク・カテゴリーおよび投資対象ごとに厳格な限度枠を設定し、日次でモニタリングを実施するなど、市場リスク顕在化による損失拡大の防止に努めています。

市場リスク管理統括部門では、当行が直面するリスクの規模や特性を踏まえて管理対象とするリスクを特定し、市場リスクの計測・分析・評価を行うほか、市場の大幅な変動を想定したストレス・テストを実施し、評価結果をALM委員会に報告するなど、資産・負債戦略および市場リスクのコントロール策について審議を行っています。

流動性リスク管理

当行では、流動性リスクを経営破綻につながりかねない重大なリスクと認識し、当行の資産・負債および自己資本の状況を踏まえた、適切かつ厳格な資金繰り運営を実施しています。

流動性リスク管理体制は、当行全体の資金繰り運営を行う資金繰り管理部門と、流動性リスクの統合的な管理を行う流動性リスク管理統括部門を分離して設置し、適切な役割および権限を付与するとともに、牽制機能が有効に働く態勢としています。

流動性リスク管理統括部門では、資産運用の内容・調達状況に応じた限度枠を設定して管理を行うほか、流動性リスクの分析・評価結果をALM委員会に報告するなど、資産・負債の運営管理についての審議を行っています。

また、資金繰り危機の発生または発生が懸念される場合に備えて、資金繰りの逼迫度に応じた対応策を策定し、適時適切な対応ができる態勢を整備しています。

オペレーショナル・リスク管理

当行では、組織体制や業務の内容に即して効果的にリスクを管理するため、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分しています。複数のオペレーショナル・リスクの同時顕在化や連鎖的な増大が、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、各々のリスク特性に応じた管理態勢を整備するだけでなく、オペレーショナル・リスク全体の状況を総合的に管理することが重要であるとの認識に基づいて管理を行っています。

具体的には、各リスクの規模・特性に応じた管理部門を設置し、適切な役割および権限を付与するとともに、業務部門に対する指導・支援など、専門的な立場からリスク管理を行っています。

さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な統括管理部門を設置し、各オペレーショナル・リスク管理部門に対する牽制機能およびオペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的にチェックし、把握する機能が発揮される態勢を整備しています。

サイバーセキュリティ

近年高まっているサイバー攻撃による脅威などを踏まえ、当行は行内CSIRT^{*1}を設置し、各種セキュリティ対策や対応訓練を実施しています。また、外部団体である金融ISAC^{*2}へ加盟することにより情報収集活動や要員の共同演習参加を通じて、実効性の向上に努めています。

具体的には「システムリスク管理方針」に基づき、「システムリスク管理規定」ならびに「セキュリティスタンダード(安全対策基準)」を定め、サイバーセキュリティ対応を行うための管理態勢を整備するとともに、定期的な訓練や教育を実施し、行内リテラシーの向上に努めています。

^{*1} Computer Security Incident Response Team の略で、コンピューターやサイバーセキュリティに関する事案に対処するための組織の総称
^{*2} 日本の金融機関によるサイバーセキュリティに関する情報の共有および分析を行い、利用者の安全性向上のための協働活動を行うことを目的に設立された法人

危機管理態勢について

当行が基盤とする高知県においては、今後、南海トラフ地震の発生が予想されており、当行では、当該地震をはじめとした自然災害や停電等によるインフラ障害、感染症の蔓延などの危機時に適切に対応するため危機管理計画(業務継続計画、BCP)を策定し、現金の供給や資金決済サービス等の重要業務を継続する危機管理態勢を整備しています。

危機管理計画には、(1)人命の尊重と安全確保、(2)資産の保全、(3)業務継続態勢の早期確立の3つの判断・行動原則、初動対応の重要性、平常時の態勢整備を危機管理基本方針として盛り込んでいます。

危機発生時には危機レベルの判定を行い、その危機レベルに応じて、頭取を本部長とする対策本部を設置し、対応状況について一元管理・統括する態勢としています。

「被害が小さいうちに手を打つ」「常に最悪の事態を想定して対応する」ことを基本として、各段階で情報を滞らせることなく、速やかに報告・連絡を行い、組織として対応を開始します。

また、平常時から危機意識を高め、習熟度や実効性を向上するため、継続的に教育・訓練を実施し、お客さまや従業員の安全確保を最優先するとともに、お客さまが必要とされる金融サービスを継続できる態勢の強化に取り組んでいきます。

外部評価サービスの活用

当行は各種自己評価に加え、SecurityScorecard社のリスクレーティングサービスを利用して、外部の客観的かつ俯瞰的な評価を活用した取り組みも行っていきます。

現時点では5段階評価(A~F)の最上位評価かつ同業種平均を上回る評価を得ていますが、発見された課題解決に取り組むことにより、継続的な情報セキュリティの向上に努めていきます。

[SecurityScorecardによる評価結果(一部抜粋)]



The Shikoku Bank Ltd.

93セキュリティ・スコア

88 Industry Avg

ドメイン: shikokubank.co.jp

業種: 金融業

基本方針

当行ではコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、全行的なコンプライアンス体制を構築し、法令及び行内諸規定等を遵守した業務遂行ならびに社会規範を踏まえた誠実かつ公正な企業活動の実践に取り組んでいます。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス統括部門として「総合管理部(コンプライアンス室)」を置き、関係各部と連携し、日常業務におけるコンプライアンス状況の調査・分析、対応策をリスク管理委員会へ報告するほか、コンプライアンス全般の企画、実行推進や啓発活動を行っています。また、各本店室には、コンプライアンス責任者および担当者を配置し、コンプライアンスの実践・浸透を図っています。

リスク管理委員会

頭取を委員長とし、業務の全てにわたる法令等遵守・顧客保護等および各種リスク管理に関する状況を把握した上で、適切な内部管理態勢の整備・確立を図るための審議を行っています。また、リスク管理委員会の審議結果を取締役会へ報告しています。

対策部会(リスク管理委員会の下部組織)

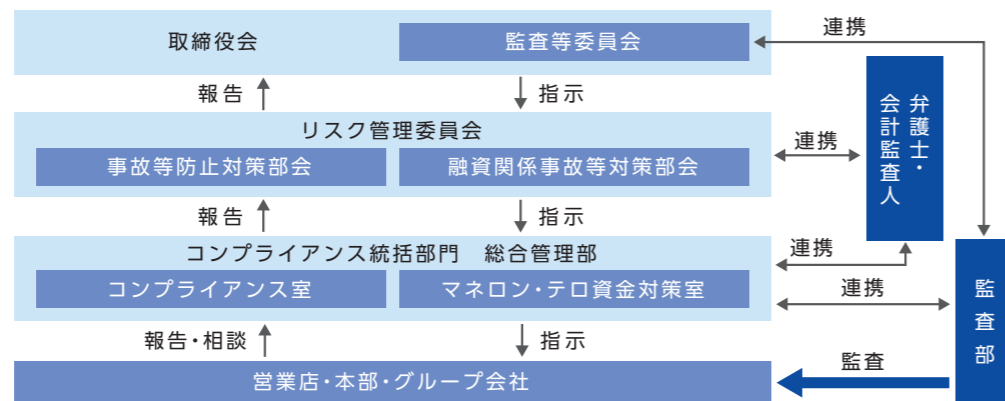
法令等違反、融資事故に関する事案については、リスク管理委員会の下に設けられた「事故等防止対策部会」および「融資関係事故等対策部会」がその問題点や原因を究明し、再発防止策、処分案等を検討し、リスク管理委員会に報告しています。

具体的な取組み

当行では、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定しています。また、コンプライアンスへの取組みを徹底するために、法令等遵守のもと私たちが守るべき行動基準や事例をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を、全役職員が活用できるよう整備しています。

コンプライアンス勉強会の毎月実施のほか、行内の研修にコンプライアンスのカリキュラムを組み込むなど、コンプライアンス意識の醸成に積極的に取り組んでいます。

コンプライアンス体制組織図



内部通報制度

当行では、役職員による法令違反や行内諸規定違反等に関する通報・相談への適切な対応のしくみを定めることにより、不正行為等の未然防止や早期発見・是正を図ることを目的として「内部通報制度」を設けています。

具体的には通報・相談窓口として、総合管理部コンプライアンス室と、監査等委員会にそれぞれ窓口を設置し、電話・書面・電子メール・面談などで対応を行うとともに、利用者が匿名であっても受付を行う態勢としています。

また、内部通報制度以外の通報・相談窓口として、総合管理部コンプライアンス室に「コンプライアンス・ハラスメント相談窓口」を設置し、社会的多様性の観点より相談者の性別に関係なく幅広く相談受付ができるよう女性相談員も配置しています。

いずれの窓口を利用した場合も、秘密保持や不利益な取扱いの禁止など、通報・相談者の保護を徹底するとともに、制度の浸透と定着に向けて、繰り返し役職員への周知を図っています。

顧客保護等管理

顧客保護等管理とは、当行をご利用いただくお客さまの保護ならびに利便性の向上の観点から、「お客さまに対する適切かつ十分な説明」「相談・苦情等への適切な対応」「顧客情報の適切な管理」「外部委託業務における顧客情報やお客さまへの適切な対応と委託業務の的確な遂行」「お客さまの利益を不当に害することのないよう適正な業務の遂行」等をいいます。

このため、当行では、顧客保護等管理態勢を整備・確立することは、当行の業務の健全性および適切性の確保のために重要であるとの認識に基づき、「顧客保護等管理方針」等の行内規定・マニュアルを整備し、顧客保護等管理の強化に取り組んでいます。

マネー・ローンダリングへの対応

当行およびグループ会社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策が、国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、経営の重要課題の一つとして位置付けています。

このため、当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る統括部署である総合管理部担当役員を統括責任者に定め、一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携の下、組織全体で対応に取り組んでいます。

また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針」を定め、犯罪組織などへの資金流入を未然に防ぐなど、お客さまの大切な資産を金融犯罪からお守りし、安全で利便性が高い金融サービスを提供するため、当行およびグループ会社一体となって様々な取組みを行っています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当行およびグループ会社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「マネロン・テロ資金供与対策」)が国際的に要請されている重要な課題であると認識し、以下の方針を定め、マネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

- 1. 運営方針** 当行取締役会は、経営の重要課題の一つとしてマネロン・テロ資金供与対策に取り組む。
- 2. 組織態勢** 当行は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者及び統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築する。
- 3. 顧客管理** 当行は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、リスクベース・アプローチに基づいた顧客管理を継続的に実施する。
- 4. 疑わしい取引の届出** 当行は、ITシステム等を活用した日常的な取引状況モニタリングの結果、検知した疑わしい取引等について遅滞なく当局に届け出する。
- 5. コルレス先の管理** 当行は、コルレス先の情報を収集し、適切な評価を行い、そのリスクに応じた適切な対応策を実施する。また、営業実態のない架空銀行(いわゆる「シェルバンク」)との関係は遮断する。
- 6. 研修等** 当行は、マネロン・テロ資金供与対策に関する役職員の知識、理解を深めるため、継続的に研修等を実施する。
- 7. 監査** 当行は、マネロン・テロ資金供与対策の状況について定期的に内部監査を実施し、態勢のさらなる改善に努める。

反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に毅然とした態度で臨み、決して妥協しないことを基本姿勢とし、以下の方針を定めています。

- 1. 反社会的勢力との取引は一切排除する。**
- 2. 反社会的勢力からの不当な要求には決して応じない。**
- 3. 反社会的勢力に対しては組織一体となって対応する。**
- 4. 反社会的勢力に対しては、状況に応じて、警察等の外部機関と連携し対応する。**
- 5. 反社会的勢力に対しては、民事・刑事の法的対応も辞さない毅然とした対応を行う。**